

桑名市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第21号

桑名市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

桑名市職員の通勤手当に関する規則（平成16年桑名市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第9条中「含む。」を「含む。次項において同じ。」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に、「とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第40条第1項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第13条第1項中「同項」を「同条」に改める。

第15条第1項第2号中「第10条第1項第3号」を「第10条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。